

# 「石岡市」と「市内の社会福祉法人等」との災害時における 福祉避難所の設置運営に関する協定について

## 1. 目的

災害発生時，社会福祉法人等が運営する福祉施設内において，福祉避難所を設置し，要援護者等を当該避難所に避難させることにより，要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

## 2. 協定名

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

## 3. 管理運営

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者の日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

## 4. 管理運営期間

この協定における福祉避難所の管理運営の期間は，災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。

## 5. 市の経費負担

- (1) 市は，協定締結法人に対し，福祉避難所の管理運営に要した費用であって，次に掲げるものについて支払いするものとする。
  - ①介助員等に要する人件費（夜勤，宿直等に要する費用を含む。）
  - ②要援護者等に要する食費
  - ③その他オムツ代等の協定締結法人が直接支払を行ったものに要した費用
- (2) 洗濯機や乾燥機などの備品等については，事前に市に了承を得て購入するものとし，その請求は当該備品等の販売事業者が市へ直接行うよう指示するものとする。

## 6. 協力体制

協定締結法人は，福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは，速やかに市に連絡しなければならない。この場合において，市は，協定締結法人以外の協定を締結している法人に対し協力要請を行う。

## 7. 要援護者等の受け入れ等

市は，石岡市福祉事務所等が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を協定締結法人に紹介し，協定締結法人はこれを受け入れるものとする。この場合において，要援護者等の移送は，市と協定締結法人が協力して迅速に行うものとする。